

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令 参照条文 目次

- 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後】（抄）…………… 1
- 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（抄）…………… 5
- 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（抄）…………… 9

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後】（抄）

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同じ。）を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 一般社団法人又は一般財団法人

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人

三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

2 任命権者は、前項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）の実施に当たっては、あらかじめ、当該職員に同項の取決めの内容を明示し、その同意を得なければならない。

3 第一項の取決めににおいては、当該職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける公益的法人等（以下「派遣先団体」という。）における報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項その他職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。

4 前項の規定により第一項の取決めで定める職員派遣に係る職員の派遣先団体において従事すべき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務である場合を除き、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするものでなければならない。

(職員派遣の期間)

第三条 職員派遣の期間は、三年を超えることができない。

2 前項の期間は、任命権者が特に必要があると認めるときは、派遣先団体との合意により、職員派遣をされた職員(以下「派遣職員」という。)の同意を得て、職員派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

(派遣先団体の業務への従事等)

第四条 派遣職員は、その職員派遣の期間中、第二条第一項の取決めに定められた内容に従って、派遣先団体の業務に従事するものとする。

2 派遣職員は、その職員派遣の期間中、職員派遣された時就いていた職又は職員派遣の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

(派遣職員の職務への復帰)

第五条 任命権者は、派遣職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合であつて、その職員派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに当該職員派遣に係る派遣職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その職員派遣の期間が満了したときは、職務に復帰する。

(派遣職員の給与)

第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

(派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第七条 派遣職員に対する地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定の適用については、派遣先団体の業務を公務とみなす。

2 派遣職員は、地方公務員等共済組合法第三十九条第三項の規定にかかわらず、引き続き職員派遣をされた日の前日において所属していた地方公務員共済組合(同法第二条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。)の組合員であるものとする。

3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第一百三十二条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体(市町村立学校

職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)」と、同項各号中「地方公共団体」とあり、並びに同法第一百六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体(第三項において「地方公共団体等」という。)」とあるのは「派遣先団体」と、同項中「第一百十三条第二項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「第一百十三条第二項及び」と、同条第三項中「第一百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用(長期給付に係るものに限る。)」並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」とする。

(派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例)

第八条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定の適用については、派遣先団体を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。

(派遣職員の復帰時等における処遇)

第九条 地方公共団体は、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇及び職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)の退職手当の取扱いについては、部内の職員との均衡を失することのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならない。

(特定法人の業務に従事するために退職した者の採用)

第十条 任命権者と特定法人(当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。)との間で締結された取決めに定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員(条例で定める職員を除く。)が退職し、引き続き当該特定法人の役員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役員としての地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号(第三号第二号を除く。)のいずれかに該当する場合(同条の条例で定める場合を除く。)その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。

2 前項の取決めにおいては、同項の要請に応じて退職し引き続き当該特定法人に在職する者(以下「退職派遣者」という。)の当該特定法人における

報酬その他の勤務条件並びに当該特定法人において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間、同項の規定による当該退職派遣者の採用に関する事項その他当該退職派遣者が当該特定法人の業務に従事するに当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。

3 前項の規定により第一項の取決めで定める退職派遣者の特定法人において従事すべき業務は、当該特定法人の主たる業務が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与し、かつ、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務(以下この項において「公益寄与業務」という。)である場合を除き、公益寄与業務を主たる内容とするものでなければならない。

4 第二項の規定により第一項の取決めで定める退職派遣者の特定法人において業務に従事すべき期間は、同項の要請に応じて退職をする日の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めるものとする。

5 第一項の規定による採用については、地方公務員法第二十二條の規定は、適用しない。

(退職派遣者に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第十一條 特定法人又は退職派遣者は、地方公務員等共済組合法第四百十條第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなして、それぞれ同条(第三項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「役員及び常時勤務に服することを要しない者」とあるのは「常時勤務に服することを要しない者」と、「退職した場合(政令で定める場合を除く。)」とあるのは「退職した場合」と、同条第二項第一号中「五年」とあるのは「三年」とする。

(退職派遣者の採用時における処遇等)

第十二條 地方公共団体は、退職派遣者が第十條第一項の規定により職員として採用された場合における任用、給与等に関する処遇及び同項の規定により採用された職員が退職した場合の退職手当の取扱いについては、部内の職員との均衡を失することのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならない。

2 第十條第一項の規定により採用された職員(同項の規定によりかつて採用されたことのある職員を含む。)に対する地方公務員法第二十九條の規定の適用については、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「使用される者」とあるのは「使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十條第二項に規定する退職派遣者」と、「在職した後、引き続き当該退職を前提として」とあるのは「在職した後、引き続き当該退職を前提として又は同条第一項の規定に基づいて」とする。

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（抄）

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 医療法人
- 二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 四 沖縄振興開発金融公庫
- 五 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 六 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 八 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の規定により設立された法人を含む。）
- 九 独立行政法人環境再生保全機構
- 十 危険物保安技術協会
- 十一 漁業共済組合
- 十二 漁業協同組合
- 十三 漁業協同組合連合会
- 十四 漁業信用基金協会
- 十五 漁船保険組合
- 十六 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 十七 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 十八 独立行政法人空港周辺整備機構
- 十九 健康保険組合
- 二十 広域臨海環境整備センター
- 二十一 更生保護法人
- 二十二 港務局
- 二十三 独立行政法人国際観光振興機構
- 二十四 独立行政法人国際協力機構

- 二十五 独立行政法人国際交流基金
- 二十六 国民健康保険団体連合会
- 二十七 独立行政法人国民生活センター
- 二十八 市街地再開発組合
- 二十九 自動車安全運転センター
- 三十 独立行政法人福祉医療機構
- 三十一 社会福祉法人
- 三十二 住宅街区整備組合
- 三十三 独立行政法人住宅金融支援機構
- 三十四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- 三十五 商工会
- 三十六 商工会議所
- 三十七 商工会連合会
- 三十八 消費生活協同組合
- 三十九 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 四十 職業訓練法人
- 四十一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 四十二 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 四十三 信用協同組合
- 四十四 信用保証協会
- 四十五 森林組合
- 四十六 森林組合連合会
- 四十七 水害予防組合
- 四十八 全国市町村職員共済組合連合会
- 四十九 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 五十 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会
- 五十一 地方公務員共済組合

- 五十二 地方公務員共済組合連合会
- 五十三 地方公務員災害補償基金
- 五十四 地方住宅供給公社
- 五十五 地方道路公社
- 五十六 中小企業団体中央会
- 五十七 特定非営利活動法人
- 五十八 独立行政法人都市再生機構
- 五十九 土地開発公社
- 六十 土地改良区
- 六十一 土地改良区連合
- 六十二 土地改良事業団体連合会
- 六十三 土地区画整理組合
- 六十四 都道府県職業能力開発協会
- 六十五 独立行政法人日本学生支援機構
- 六十六 独立行政法人日本学術振興会
- 六十七 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 六十八 日本下水道事業団
- 六十九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 七十 日本消防検定協会
- 七十一 日本私立学校振興・共済事業団
- 七十二 日本赤十字社
- 七十三 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 七十四 独立行政法人日本貿易振興機構
- 七十五 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 七十六 農業共済組合
- 七十七 農業共済組合連合会
- 七十八 農業協同組合

- 七十九 農業協同組合連合会
- 八十 独立行政法人農業者年金基金
- 八十一 農業信用基金協会
- 八十二 農事組合法人
- 八十三 独立行政法人農畜産業振興機構
- 八十四 防災街区整備事業組合
- 八十五 独立行政法人水資源機構
- 八十六 預金保険機構
- 八十七 国立研究開発法人理化学研究所
- 八十八 独立行政法人労働者健康安全機構
- 八十九 日本司法支援センター
- 九十 独立行政法人家畜改良センター
- 九十一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 九十二 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 九十三 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 九十四 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 九十五 国立研究開発法人土木研究所
- 九十六 国立研究開発法人建築研究所
- 九十七 地方公共団体金融機構
- 九十八 地方競馬全国協会
- 九十九 全国健康保険協会
- 百 株式会社日本政策金融公庫
- 百一 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 百二 日本年金機構
- 百三 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- 百四 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 百五 株式会社国際協力銀行

- 百六 地方公共団体情報システム機構
- 百七 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 百八 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
- 百九 地方税共同機構

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。
- 2 この法律において「国立大学」とは、別表第一の第二欄に掲げる大学をいう。
- 3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。
- 4 この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。
- 5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に関する目標であつて、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。
- 6 この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であつて、第三十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。
- 7 この法律において「年度計画」とは、準用通則法（第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））をいう。以下同じ。
- （第三十一条第一項の規定に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。）
- 8 この法律において「学則」とは、国立大学法人の規則のうち、修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項を定めたものをいう。